感染症医療提供体制整備事業

（新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業）

10月１日以降の主な改正内容

（１）　補助対象

（過去に本事業により補助を受けた医療機関が申請できる設備に制限を設定）

令和２年度から令和５年９月３０日までに本事業による補助を受けたことがある事業者は、病棟単位（区画単位含む）による対応から病室単位による対応に伴い新規に必要となる設備及び個人防護具のみ補助対象。

**過去にこの補助金を**

**受けたことがあるか**

**病棟（区画）単位から病室単位のゾーニングへ移行するか**

**移行に伴い必要な設備**

**及び 個人防護具のみ**

**個人防護具のみ**

**制限なし**

はい

はい

いいえ

いいえ

（２）　補助対象期間

（移行に必要な設備）

令和５年１０月１日～令和６年３月３１日まで

（感染防護具）

10月１日からの事業期間中に発注・納品した個人防護具を感染拡大期（別添「三次医療機関別段階表」参照）に使用した期間。

事業期間

R5.10.1

R６.３.31

感染拡大期

見積・発注

納品

使用

使用

感染拡大期

使用

補助対象

対象外

対象外

請求

支払

（３）　事業実施期間

事業期間は、令和６年３月末まで延長。